

2011年10月30日

第3回東アジア倒産再建シンポジウム 『クロスボーダー案件』

弁護士法人 大江橋法律事務所
弁護士 渡邊 光誠

I Spansion Japan 株式会社(「Spansion Japan」)の会社更生手続

1. 更生会社の事業の概要

Spansion Japan は、米国法人である Spansion LLC(「Spansion US」)の 100%子会社であり、NOR 型と呼ばれるフラッシュメモリの製造及び販売を主な業務としていた。Spansion Japan の事業は、大きく分けると、半製品の製造事業と完成品の販売事業に分けることができる。前者は、福島県会津若松市に所在する「SP1」と「JV3」という 2 つの半導体製造工場(会津工場)で、フラッシュメモリの製造工程のうち、原料であるシリコンウェーハ上に電子回路を形成して半製品を製造する工程(前工程)を行い、半製品の状態で Spansion US に売り渡す事業である。後者は、Spansion US が海外の工場で半製品をチップに切断した上で配線を行い、特殊な樹脂でパッケージングをし、最終試験を行う工程(後工程)を経て製品として完成させたものを、Spansion US から購入し、これを日本国内で販売する事業である。

2. 手続選択の問題

Spansion Japan が会社更生手続申立てに至った主な原因は、平成 19 年 4 月に最新鋭の半導体製造工場である「SP1」を建設し、その際に金融機関及びリース会社から約 350 億円に上る借入れを行ったが、その直後に深刻な半導体不況が到来し、巨額の金融負債が Spansion Japan の経営を圧迫する結果となったことに加え、米国で Spansion グループ全体の買収を含めた業務提携及び社債の利払いの延期に関するプレスリリースが行われたことで信用不安が広がり、運転資金の調達等に支障を来す結果となったことにある。

Spansion Japan の事業は、親会社である Spansion US が保有する知的財産権(「IP」)を利用して半導体を製造するという形態であったため、Spansion グループから完全に独立して会社を再建することは困難であった。そのため、親会社である Spansion US に米国でチャプター11を申し立ててもらい、それと同時に Spansion Japan が日本で民事再生手続あるいは会社更生手続を申し立てるという方法を検討した。

その際に課題となったのが、Spansion Japan が民事再生と会社更生のどちらの手続

を選択するかという問題であった。事業形態からして、Spansion Japan としては親会社との良好な関係を継続することが必須であったが、親会社としても、会社更生によって外部の弁護士が管財人に就任することに強い抵抗感があり、現経営陣を残すことができる民事再生のほうが米国サイドの理解を得やすいという側面があった。その一方で、Spansion Japan のほぼすべての資産に担保権が設定されていたため、別除権として担保権の実行が行われることになると、たちまち事業の継続ができなくなるため、担保権の処理を考えた場合には会社更生のほうが好ましいという事情もあった。

そこで浮上したのが、DIP 型会社更生である。現経営陣が管財人に就任することで取引先や従業員との関係を維持することができ、親会社との折衝もスムーズに行うことが期待できるという点は大きなメリットであった。また、管財人候補であった当時の Spansion Japan の代表取締役は、半導体のエンジニアの出身であり、IP の処理が事業継続の重要なポイントとなることが予想される中で、半導体に関する技術的知見を有する者が更生会社の経営を行うことにもメリットがあると考えられた。

そこで、Spansion Japan は、裁判所との事前相談や親会社との協議を経て、平成 21 年 2 月 10 日に東京地方裁判所に DIP 型による更生手続の申立てを行った。なお、親会社である Spansion US は、少し遅れて同年 3 月 1 日に米国でチャプター 11 の申立てを行っている。

3. DIP 管財人の選任

Spansion Japan の更生手続申立てを受け、片山英二弁護士が監督委員兼調査委員に選任された。DIP 型会社更生の特徴の 1 つが、監督委員兼調査委員による管財人候補の適性に関する調査であり、本件では、監督委員兼調査委員が主要債権者に対してアンケートを実施する方法で債権者の意向の確認が行われた。一部の債権者からは、親会社である Spansion US との従前の支配従属関係から、現経営陣では手続の透明性や公正が確保できないのではないかとの懸念も示されたが、結論としては、監督委員兼調査委員から、従前の Spansion Japan の代表取締役である田口眞男氏を管財人に、取締役・会津事業所長である末武幹雄氏を管財人代理に選任することを不相当とする事情は認められないとの意見が出された。

これを受け、平成 21 年 3 月 3 日、裁判所は Spansion Japan の更生手続開始決定を行うとともに、両名を管財人及び管財人代理に任命した。また同時に、申立代理人であった大江橋法律事務所の弁護士は、DIP 管財人の法律家アドバイザーに就任することとなった。

4. 米国親会社との関係の変化(計画案提出期限の伸長)

Spansion Japan の更生手続開始決定においては、DIP 型の利点を活かした短期間による再建を目指すという理念から、更生計画案の提出期限が通常の管理型よりも短く設定され、管財人による計画案の提出期限は開始決定から約 5 ヶ月後の平成 21 年 8

月 12 日に指定された。Spansion Japan の管財人団及び従業員は、更生手続申立て以降、懸命に取引先との信頼回復に努め、一時信用不安から取引停止となっていた債権者との取引も徐々に回復させ、開始決定後も工場の稼働を停止することなく事業を継続してきた。

ところが、その一方で、Spansion Japan の再建の成否を左右する親会社との関係に徐々に変化がみられるようになった。

開始決定から 2 ヶ月後の平成 21 年 5 月、CEO を含む Spansion US の経営陣が来日し、管財人団及び法律家アドバイザーとの会合がもたれた。その席上、Spansion US の CEO は、グループ全体の方向性として、所有する半導体工場の数を減らし、必要に応じて外部工場を利用する、いわゆるファブレス(ファブライト)化を進める意向であること、その一環として米国内にある Spansion US の工場を効率的に活用し、Spansion Japan の会津工場への発注を徐々に減少させること、収益性の高い同社の販売部門のみを切り離し、Spansion US の子会社とする意向を有していることなどの説明を行った。しかし、これはまさに Spansion Japan の債務を分離して優良な資産のみを取得しようとするものにほかならず、会社全体の再建を目指す管財人団にとっても、債権者にとっても、到底受け入れられる内容ではなかった。

管財人団は Spansion US との交渉を続け、長期にわたる製造委託契約の締結、IP ライセンスの取得、販売部門の事業譲渡による対価の取得等をポイントに交渉が行われた。しかし、Spansion US の債権者は、Spansion Japan に対して長期のコミットメントを行うことに難色を示し、また、後述するとおり、Spansion Japan 側の更生担保権者も Spansion US との間で安易に和解をすべきでないという主張を強硬に行ったため、短期間で決着を図ることはおよそ不可能な状況であった。そのため、管財人団は更生計画案の提出期限を伸長せざるを得ないと判断し、裁判所に伸長の申立てを行い、最終的に平成 22 年 2 月 24 日まで管財人による更生計画案の提出期限を伸長することが決定された。

5. 更生担保権者との交渉(その 1)

このような管財人団による再建に向けた努力の一方で、本件では、Spansion Japan の事業資産のほぼすべてを担保にとっている更生担保権者との交渉が重要なポイントとなった。

更生手続申立て直後から、管財人団と法律家アドバイザーは、更生担保権者及びその代理人との協議・交渉を行ってきたが、当初の交渉のポイントは、更生会社である Spansion Japan の詳細な財務情報の開示と更生担保権の評価の問題であった。

その中で、開始決定から約 2 ヶ月後の平成 21 年 5 月、更生担保権者は裁判所に更生担保権者委員会の承認の申立てを行い、その承認が得られたため、更生担保権者委員会が裁判所の承認の下で更生手続に関与することとなった。ただ、更生担保権者委員会の設置後もシンジケートローンの事務エージェントである外資系のリース会社が

管財人団との交渉の窓口となり、同社の代理人が更生担保権者委員会の代理人も兼ねていたため、特段それ以前と交渉のやり方が変わるということにはなかった。

更生担保権者は、(理論構成は必ずしも定かではないが)Spansion Japan が Spansion US に対して有する売掛金等に相当する額を更生担保権者に対して支払うよう Spansion US に求める訴訟を米国で提起するなど、同社に対して強硬な態度をとり続けたため、Spansion Japan の事業の存続を図るために Spansion US との間で鋭意交渉を行っていた管財人団にとって、大きな悩みの種となった。そして、最終的に Spansion Japan と Spansion US との交渉は決裂し、平成 21 年 10 月には米国倒産法上の未履行契約の解除(拒絶)権に基づき Spansion US が Spansion Japan との製造委託契約を解除するに至った。

6. 米国訴訟における和解

Spansion US が製造委託契約を解除した後、Spansion Japan は Spansion US に売り渡した半製品の売却代金の支払いを求める訴訟を提起したが、これは会社更生法における共益債権と同様に、他の債権よりも優先的な支払いを受ける共益費用の請求訴訟であった。前述したとおり、更生担保権者もこれに類似した請求に関して Spansion US に対する請求訴訟を提起していたため、両者は同一の手続において審理されることとなった。管財人団はジョーンズ・デイ法律事務所を訴訟代理人として選任し、同事務所の主導により米国での訴訟対応が行われた。

複雑な利害対立の中、平成 22 年 1 月 8 日から予定されていた審議手続(トライアル)の期日が近づき、DIP 管財人と法律家アドバイザーが渡米して最後の交渉を行った結果、最終的な Spansion US との和解条件は、和解金として 4500 万米国ドルの支払い、Spansion Japan の販売部門を事業譲渡する対価として 1250 万米国ドルの支払い、1 年半にわたる製造委託契約の締結と最低購入枚数のコミットメント、同社に対する一定の IP ライセンスの付与を主たる内容とするものであった。

7. 更生担保権者との交渉(その 2)

上記の米国訴訟における和解の後、管財人団と更生担保権者との交渉は大きく進展することとなったが、それでもなお両者の間には、更生担保権の額をめぐる争いと、その弁済方法の問題が大きな課題として残されていた。特に手持ちの現金からの当初弁済額をいくりにするか(Spansion Japan の手元にいくらの現金を残すか)は、自社製品の開発と他社製品の製造受託を事業計画の柱とし、そのための初期投資を行うことが不可欠であった Spansion Japan にとっては、事業計画の成否を左右する問題であった。他方で、更生担保権者は、将来の製品開発のために同社が手持ち現金を利用することは、製品開発が成功しない可能性があるため、大きな回収リスクを背負うものと考えていた。このような立場の違いから、更生計画案における更生担保権の取扱いについて両者の意見が折り合わないまま、再び更生計画案の提出期限が迫ることと

なった。

最終的には、更生担保権者からの申立てにより裁判所は更生計画案の提出期限を約2ヵ月延長することとし、管財人による更生計画案の提出期限が平成22年4月26日に設定された。その後は、限られた時間の中で協議を促進すべく、前述した米国訴訟における和解の際に、20日以内に両者間で協議がまとまらない場合には第三者の調停委員の意見を仰ぐ旨の条項が設けられていたことを受け、任意の調停手続を開始することになった。そして、両者の協議により、須藤英章弁護士、井上聡弁護士、高山崇彦弁護士の3名を調停委員として選任し、通常の民事調停に類似した方法により話し合いが行われた。

この調停手続の中でもただちに解決を見いだすことができず、更生担保権者委員会及び管財人の両者は、別々の更生計画案を提出期限までに提出することになったが、その後も調停委員の関与の下で計画案の一本化に向けた協議を継続した。最終的に平成22年5月19日に両者が合意に達し、管財人提出の計画案を修正すると同時に更生担保権者委員会提出の計画案を取り下げるという方法で、更生計画案の一本化が図られた。そして、同日裁判所から付議決定を受け、更生担保権者の100%、更生債権者の90%の同意を得て、同年6月27日に認可決定が出された。

8. TIへの事業譲渡

Spansion Japanの更生計画にはスポンサー選定に関する条項が設けられており、更生計画認可決定日から1年間、管財人は積極的にスポンサー選定手続を行うことが規定されていた。その背景には、更生計画案の中でSP1工場については売却を行う方針が確定していたが、JV3工場についても施設と従業員を一体で承継する事業譲渡の可能性を模索しており、実際に数社から打診を受けていたこともあって、事業譲渡先との契約が成立した場合にはその代金を弁済に充てることを想定して規定を設けたものである。

そのため、更生計画案がまとめられた後も、管財人団は休む間もなくスポンサー選定を行うことになったが、その中で有力な候補として浮上してきたのがテキサス・インストルメンツ(TI)であった。TIはJV3工場だけでなく、SP1工場の半導体設備にも興味を持っていたため、Spansion JapanにとってはSP1とJV3の両方を活用できる事業譲渡先として、まさに願ってもない相手であった。

そこで、管財人団はTIの関係者と協議を重ね、平成22年7月14日に事業譲渡契約を締結したが、その契約交渉の際には、事業譲渡代金を上げて少しでも多く更生担保権の弁済を確保したい更生担保権者と、1人でも多くの従業員の雇用を確保したい管財人団の意向が複雑に絡む場面もあった。しかし、最終的には、当時の会津工場の従業員全員の雇用を維持する形でTIへの事業譲渡を行うとともに、多額の事業譲渡代金を更生担保権者への弁済に充てることができ、すべての関係者が満足する内容での事業譲渡が実現した。

平成 22 年 8 月 31 日に事業譲渡を実行した後、DIP 管財人及び管財人代理は、同年 9 月末をもって退任し、同年 8 月 24 日から DIP 管財人とともに法律家管財人として業務を行ってきた当職が管財業務を行うこととなった。

9. Rejection Damages Claim (RDC)に関する和解

TI への事業譲渡後、Spansion Japan に残された課題は、RDC に関する米国での訴訟であった。RDC とは会社更生法における双方未履行契約の解除に伴う損害賠償請求権に類似する米国倒産法上の請求権である。Spansion US が平成 21 年 10 月に製造委託契約を解除したことに伴い Spansion Japan に生じた損害賠償を求める債権届出を行ったところ、Spansion US のチャプター11 手続において異議が出されて訴訟に移行したため、ジョーンズ・デイ法律事務所を訴訟代理人として訴訟対応を行った。

この RDC については、その回収金を弁済資金に充てることを更生計画の中で規定していたこともあり、Spansion Japan の元従業員等の協力を得て鋭意訴訟活動を行った結果、最終的に平成 22 年 10 月に同社が 1 億米国ドルを現金で受領する内容の和解が成立した。

この和解により、Spansion Japan は更生担保権の全額を弁済するとともに、一般更生債権者への追加の弁済原資を確保することができたため、平成 23 年 5 月に追加弁済を実施した。

II アシストテクノロジーズジャパンホールディングス株式会社(「AJH」)及びアシストテクノロジーズジャパン株式会社(「ATJ」)の会社更生手続

1. 本件更生手続及び本件チャプター11 手続の概略

AJH 及び ATJ(両者合わせて「本件更生会社」)は、平成 21 年 4 月 20 日に、東京地裁に対し、本件更生手続開始の申立てを行った。本件更生会社は、申立て当時は本件更生会社の経営者を管財人とする DIP 型の手続を目指していたため、当職らは申立て後開始決定までの間は、保全管理人ではなく監督委員兼調査委員等として手続に関与していた。しかしながら、その後本件更生会社の経営者であった管財人及び管財人代理候補より、東京地裁に対し管財人及び管財人代理候補を辞退する旨の上申がなされ、本件更生手続が DIP 型から管理型に移行したため、5 月 26 日の更生手続開始決定時には、当職らが管財人等として選任されることとなった。また、ATI は、本件更生手続の開始申立てと同日の 4 月 20 日に、米国にて本件チャプター11 手続の申立てを行い、同手続が開始した。

ATJ は、半導体ウェーハ及び液晶ガラス基板の自動搬送システム(Automated Material Handling System)の開発、製造、販売等(「AMHS 事業」)を主たる事業として行っており、AMHS 事業の ATJ の売上高に占める割合は 9 割を超えていた。

AJH は、持株会社であり、それ自体では、特段事業を行ってはいなかったが、ATJ

の AMHS 事業のために必要な知的財産権の一部を保有していた。

ATI は、ATJ が製造した AMHS 製品につき、米国における販売やアフターサービスの提供等を行い、また、ATJ の事業に必要な知的財産権の一部を保有していた。また、ATI は、規模は小さいものの工場自動化学業も行っていた。

このように、本件更生会社と ATI の事業が相互に密接に関連するため、本件更生会社及び ATI は、両者を一体として同一のスポンサーに売却することにより、それぞれの事業価値を最大化させ、ひいては債権者等の利益を実現できるものと考え、本件更生手続及び本件チャプター11 手続において協同してスポンサー選定手続を実施することとした。

AMHS 事業においては、大口顧客との取引が売上の大部分を占めており、仮に本件更生手続の遂行過程において顧客が離反する事態となれば、事業価値が著しく毀損することが予想された。そのため、本件更生会社は、できるだけ早期にスポンサーを選定して信用を補完し、スポンサーの下で事業を継続することが必要であると考え、スポンサー選定にあたり、スポンサー候補者に対し、更生計画外の事業譲渡を前提としたスキームを提示した上で入札を行うこととした。

入札手続は、第一次入札(4 月下旬から 5 月中旬に実施)と第二次入札(5 月下旬から 6 月上旬に実施)の 2 段階で行われた。入札の結果、本件管財人は村田機械株式会社(「村田機械」との間で 6 月 12 日に事業譲渡契約を締結し、8 月 6 日に本件更生会社の全事業を村田機械の完全子会社であるムラテックオートメーション株式会社(「ムラテックオートメーション」)に対し譲渡(「本件事業譲渡」)した。また ATI も、AMHS 事業に関する資産について、村田機械との間で 7 月 13 日に資産購入契約(Asset Purchase Agreement)を締結し、8 月 6 日にこれをムラテックオートメーションに対し譲渡した。

2. スポンサー選定のスケジュール及び方法

本件更生会社は 4 月 20 日に更生手続開始申立てを行ったが、申立て直後から申立て代理人及びファイナンシャルアドバイザーの関与の下で、従前の経営者である管財人候補によりスポンサー選定作業が進められており、5 月 26 日の本件更生手続の開始決定時には第一次入札手続は終了していた。

当職らは、本件更生手続の開始決定時に本件更生会社の管財人等に選任されたものであり、スポンサー選定手続の公正さや相当性を担保するため、新たにスポンサー選定手続を一からやり直すことも選択肢の一つとして考慮したが、第一次入札において従前のスポンサー選定手続の公正さや相当性を疑わせるような事情はなく、逆にスポンサー選定手続をやり直すと、スポンサー選定手続に遅延が生じ、ひいては事業価値を毀損させる結果となることが懸念されたため、従前のスポンサー選定手続をそのまま承継することとした。そして、前述のとおり、本件更生手続と本件チャプター11 手続では、本件更生会社の事業と ATI の事業とを一体として譲渡することにより、それ

ぞれの事業価値を最大化することができるとの認識の下、本件管財人は ATI と協同して第二次入札手続を実施し、スポンサー選定につき相互に協力することにした。もっとも入札手続自体は、本件更生会社と ATI とでそれぞれ実施するため、それぞれの入札結果の調整が必要となることから、以下のとおりスポンサー選定の手続及び方法につきルール(「本件スポンサー選定ルール」)を定めることとした。

- ① 6月7日に米国にて ATI の入札手続(「ATI 入札手続」)を実施する。入札は、条件付(contingent)、すなわち②記載の更生会社スポンサー選定手続にて本件更生会社のスポンサーとして選定されることを条件として、ATI 入札手続に参加することも可能とする。入札に参加する際、入札者は、ATI により提示された資産購入契約(Asset Purchase Agreement)の様式に対し修正を加え、ATI に対し提出しなければならない。ATI は、6月8日までに、入札者に対し入札結果を通知する。なお、ATI 入札手続に参加する者に対しては、費用償還、ブレイクアップ・フィーその他の支払いは一切なされない。
- ② 6月9日に日本にて本件更生会社の入札手続(「更生会社スポンサー選定手続」)を実施する。入札は条件付、すなわち、③記載の ATI スポンサー選定手続にて ATI のスポンサーとして選定されることを条件として、更生会社スポンサー選定手続に参加することも可能とする。更生会社スポンサー選定手続の開札は、③記載の ATI オークション手続終了後に行う。
- ③ ATI 入札手続において複数の入札があった場合、6月9日、オークション手続(以下「ATI オークション手続」といい、ATI 入札手続と併せて「ATI スポンサー選定手続」という。)を実施する。ATI オークション手続では、まず ATI 入札手続における最高条件での入札者を決定した上で、これを上回る条件の入札(overbid)を募り、その後の入札は、その時点における最高条件の入札者を上回る条件にてなされなければならない。入札者は、入札を行う際、資産購入に関する主要な条件をすべて開示しなければならない。ATI オークション手続の終了時に、ATI は最高入札者(「ATI 最高入札者」)を決定する。
- ④ ATI 最高入札者による入札が、更生会社スポンサー選定手続にて落札することを条件としない場合、当該 ATI 最高入札者が ATI スポンサー選定手続における落札者となる。
- ⑤ ATI 最高入札者による入札が、更生会社スポンサー選定手続にて落札することを条件とする場合、ATI スポンサー選定手続の結論は、更生会社スポンサー選定手続の開札まで持ち越される。

- ⑥ ATI オークション手続終了後、本件管財人は更生会社スポンサー選定手続の開札を行う。
- ⑦ 更生会社スポンサー選定手続の開札の結果、最高入札者(「更生会社最高入札者」)が ATI スポンサー選定手続の落札者となることを条件としない場合には、当該更生会社最高入札者が更生会社スポンサー選定手続における落札者となる。
- ⑧ 更生会社最高入札者が ATI スポンサー選定手続の落札者となることを条件とする場合には、以下の場合に分けられる。

(ア) ATI 最高入札者が、更生会社スポンサー選定手続で落札者となることを条件としない場合、上記④のとおり、当該 ATI 最高入札者が ATI スポンサー選定手続における落札者となる。更生会社スポンサー選定手続では、ATI スポンサー選定手続で落札者となることを条件としない者のうち、最高の条件を提示した入札者が落札者となる。

(イ) ATI 最高入札者が、更生会社スポンサー選定手続で落札者となることを条件とする場合、更生会社最高入札者と ATI 最高入札者が同一であれば、当該入札者が更生会社スポンサー選定手続及び ATI スポンサー選定手続の落札者となる。更生会社最高入札者と ATI 最高入札者とが異なる場合、更生会社スポンサー選定手続では、ATI スポンサー選定手続で落札者となることを条件としない者のうち、最高の条件を提示した入札者が落札者となる。また、ATI スポンサー選定手続では、更生会社スポンサー選定手続において落札者となることを条件としない者のうち、最高の条件を提示した入札者が落札者となる。

- ⑨ ATI 最高入札者による入札が、更生会社スポンサー選定手続にて落札することを条件とし、かつ更生会社最高入札者が ATI スポンサー選定手続の落札者となることを条件としない場合、ATI スポンサー選定手続では、更生会社スポンサー選定手続で落札者となることを条件としない者のうち、最高の条件を提示した入札者が落札者となる。更生会社スポンサー選定手続では、上記⑦のとおり、更生会社最高入札者が落札者となる。
- ⑩ ATI は、担保権者や債権者委員会と協議の上、上記と異なるルールを採用することができる。

- ⑪ ATI の資産については、原則として何ら負担のない状態で ATI 入札手続における落札者に対し譲渡される。
- ⑫ ATI は、ATI スポンサー選定手続が終了したら速やかに ATI の資産譲渡について承認を求める申立てを行う。

3. 本件更生会社及びATI のスポンサー選定

ATI は、破産裁判所に対し、6 月 2 日、本件スポンサー選定ルールにつき承認を求める申立て(「スポンサー選定手続申立て」)を行った。また、ATI は、これと同時に、資金繰りの関係から早期に資産譲渡を完了することが必要であることを理由として、スポンサー選定手続申立てに対する異議申立期間を 6 月 4 日まで、審問期日を 6 月 5 日とすることにつき承認を求める申立てを行った。破産裁判所は、その翌日 6 月 3 日の午前 9 時、かかる異議申立期間及び審問期日に関する申立てを承認する決定を行った。また、スポンサー選定手続申立てに対する異議申立てはなされなかったことから、破産裁判所は、6 月 8 日、スポンサー選定手続申立てを承認する旨の決定を行った。

ATI においては、6 月 7 日に ATI 入札手続、及び 6 月 9 日に ATI オークション手続が、更生会社においては 6 月 9 日に更生会社スポンサー選定手続が実施され、その結果、更生会社最高入札者及びATI 最高入札者が決定した。

更生会社スポンサー選定手続では、村田機械により提示された条件が最高かつ最善と判断されるものであり、かつ ATI スポンサー選定手続における落札者となることを条件とするものではなかったことから、村田機械を更生会社スポンサー選定手続における落札者とすることに決定した。

これに対し、ATI スポンサー選定手続では、ATI 最高入札者となった者は村田機械ではなく、また更生会社スポンサー選定手続で落札者となることを条件としていたため、当該 ATI 最高入札者を落札者とするができなかった。

本件スポンサー選定ルールでは、かかる場合、ATI は、原則として更生会社スポンサー選定手続で落札者となることを条件としない次順位の入札者を落札者とする事となっていたが、本件スポンサー選定ルール⑩に従い、ATI はアドバイザー、担保権者及び債権者委員会と協議の上、次順位以降の入札者についても落札者とはしないこととし、ATI スポンサー選定手続への参加者等と個別に交渉する等、他のとりうる選択肢について検討することとした。また、村田機械は、ATI スポンサー選定手続で落札者となることを条件として更生会社スポンサー選定手続に参加したものではなかったが、ATI の一定の資産を買い受けることを希望していたため、ATI は村田機械とも個別に交渉を行うこととした。

更生会社スポンサー選定手続では、前記のとおり村田機械が落札者として決定したので、本件管財人は、村田機械と交渉を行い細部の条件を詰め、6 月 12 日、村田機械

との間で、東京地裁の許可の取得等を停止条件として本件更生会社の全事業を譲渡する旨の事業譲渡契約書を締結した。

本件管財人は、6月19日、東京地裁に対し、本件事業譲渡についての許可申請を行った。東京地裁による更生債権者及び更生担保権者に対する意見聴取は書面にて行われることとなり、7月15日、更生債権者及び更生担保権者に対し、回答期限を7月29日までとして、照会書(管財人作成の事業譲渡に関する説明書面も同封)が発送された。また、労働組合に対する意見聴取も書面により行われ、東京地裁は、ATJの労働組合に対し照会書を送付した。

本件管財人は、労働組合の代表者との間で本件事業譲渡の説明のための面談を行い、本件事業譲渡についての理解及び協力を求めた。また、ATJは3月末日時点の貸借対照表では債務超過ではなく、本件事業譲渡の許可がなされる時点でも債務超過であるか否かが明らかとまではいえなかったため、ATJの管財人は念のためAJHに対し通知をすることによりATJの株主保護手続も行った(なお、AJHが債務超過であることは明らかであったため、株主保護手続は行っていない。)

以上のような意見聴取手続及び株主保護手続を経て、8月4日、東京地裁は本件事業譲渡につき許可する旨の決定を行った。

ATIは、スポンサー候補者との個別交渉を継続して行っていたところ、村田機械との間で前記のとおりAMHS事業に関する資産を村田機械又はその関連会社に対し売却することについて合意に至り、7月13日付で村田機械との間で資産購入契約書を締結した。ATIは破産裁判所に対し、7月16日、かかる資産売却について承認を求めるとの申立て、及び当該資産売却の申立てに対する異議申立期間を7月24日まで、審問期日を7月30日とすることにつき承認を求めるとの申立てを行った。いずれの申立てに対しても異議申立てはなされず、破産裁判所は、7月20日、ATIの申立てどおりの異議申立期間及び審問期日を承認する決定を行い、また8月4日、村田機械又はその関連会社に対する資産売却につき、村田機械による買収提案を最高かつ最善の申し出(highest and best offer)であるものとして承認する決定を行った。

以上のように、本件更生手続及び本件チャプター11手続において、本件更生会社の全資産及びATIのAMHS事業に関する資産につき、村田機械(ムラテックオートメーション)に対し譲渡するために必要な手続はすべて完了し、8月6日、日米双方において本件事業譲渡及び本件363セールが実行された。

以上